

Bharat Mobility GLOBAL EXP02027 The Components & Technology Show

10月9日(金)まで募集延長しました！

出展企業募集

本市ものづくり企業とのオープンイノベーションや交流の場の提供などを通じ、市内企業の技術改革やインドへの事業展開に向けた動きを活性化させ、企業のイノベーション創出を図るため、「Bharat Mobility GLOBAL EXP0 2027 The Components & Technology Show」へ市共同ブースを出展し、インドへの販路開拓を支援します。

「Bharat Mobility GLOBAL EXP0 2027 The Components & Technology Show」概要

1 会 期	令和9年2月4日(木)～7日(日)
2 開 催 地	Yashobhoomi, Dwarka, New Delhi
3 開催規模	出展者数 2,000 社以上 (7 か国からの出展含む) (予定) 来場者数 125,000 人程度 (予定)
4 出 展 品	エンジン部品、電気・電子部品、駆動・トランスミッション・ステアリング、サスペンション・ブレーキ、電気機器、車体部品、EV 用部品、ゴム部品、冷却システム、燃料噴射システム、アクセサリ等 (2025 開催実績抜粋) ※主催者 HP から引用

募集内容 概要

1 募集企業数	10 社 ※本協議会での審査がございます。
2 対 象	自動車関連等の自社製品、自社技術の海外市場展開を検討されている市内中小企業で募集要項の条件を満たす者。
3 出展者負担金	無料 (市が負担するブース出展料・基本ブース装飾等以外は負担が発生します)
4 申 込 期 間	令和8年8月17日(月)～令和8年9月4日(金) 10月9日(金)まで延長しました！ ※郵便でのお申込みの場合は 10月9日(金) 事務局必着とします。また郵送される場合は、追跡可能かつ記録が残る方法での郵送をお勧めします。
5 申 込 方 法	別紙「出展申込書」に必要書類を添付し、浜松市海外経済交流推進協議会 (浜松市産業振興課海外ビジネス戦略担当) へ原本を持参または郵送で提出 (併せてデータをメールでご提出ください)
6 申込・問合せ	浜松市海外経済交流推進協議会 (事務局：産業振興課海外ビジネス戦略グループ 工藤、伊藤、水谷) 〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2 浜松市役所 本館 6 階 TEL : 053-457-2323 E-mail : kaigai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

海外ビジネス展開支援事業

Bharat Mobility GLOBAL EXPO 2027
The Components & Technology Show

出展募集要項



浜松市海外経済交流推進協議会

(事務局：産業振興課海外ビジネス戦略担当)

1 目的

本市ものづくり企業とのオープンイノベーションや交流の場の提供などを通じ、市内企業の技術改革やインドへの事業展開に向けた動きを活性化させ、企業のイノベーション創出を図るため、「Bharat Mobility GLOBAL EXPO 2027 The Components & Technology Show」へ市共同ブースを出展し、インドへの販路開拓を支援する。

2 展示会概要

展 示 会 名	Bharat Mobility GLOBAL EXPO 2027 The Components & Technology Show
会 期	令和 9 年 2 月 4 日（木）～7 日（日）＜4 日間＞
開 催 地	インド・ニューデリー
開 場	Yashobhoomi, Dwarka, New Delhi
主 催	ACMA（インド部品工業会）、CII（インド工業連盟）、SIAM（インド自動車製造協会）
出 品 物	エンジン部品、電気・電子部品、駆動・トランスミッション・ステアリング、サスペンション・ブレーキ、電気機器、車体部品、EV 用部品、ゴム部品、冷却システム、燃料噴射システム、アクセサリー等（2025 開催実績抜粋）
出 品 者 数	出展者数 2,000 社以上（7 か国からの出展含む）（予定） 来場者数 125,000 人程度（予定）

※主催者 HP から引用

3 展示会出展のポイント

（1）インド最大規模の展示会での商談・マッチング

- ✓ インド国内外の自動車関係者、報道が来場
- ✓ 自動車関連メーカーの担当者など、通常では接触が困難なビジネスパーソンが来場
- ✓ 自動車部品に限らず、多数の併設展示会の多種多様な企業・関係者が来場
- ✓ 自社の海外販路拡大のための技術課題発見やニーズ把握に最適

（2）合同出展により約 100 m²の展示ブースを確保

- ✓ 約 100 m²の広さの展示ブースによる集客力アップ

（3）浜松市海外経済交流推進協議会による出展サポート（市内中小企業との共同出展）

- ✓ 低コストでの出展が可能
- ✓ 出展に関する事務負担を軽減（主催者調整等）

4 募集内容

（1）募集企業数

10 社 ※本協議会での審査がございます。

（2）対象

自動車関連等の自社製品、自社技術の海外市場展開を検討されている市内中小企業で、以下の条件を満たす者。

（3）条件

以下の全ての要件を満たすこと

- ① 浜松市内に主たる事業所を有する中小企業者
- ② 自動車関連の製品（部品等）・技術等を有し、輸出取引を前提とした商談（会期終了後も引き続き対応）が可能であること
- ③ 会期中、自社スペースに出展物の説明・商談ができるアattend人員を配置すること。
- ④ 英語での商談等が可能であること。
- ⑤ 浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 81 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条

第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。

【中小企業の定義】

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

中小企業者の資本金基準又は従業員基準(資本金か従業員のうちどちらかの基準を満たすこと)

業種(主たる事業として営む事業)	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(4) 経費の負担

浜松市海外経済交流推進協議会が負担するもの
① ブーススペース代 ・ 約100㎡の浜松市ブースを出展企業で共有
② 基本装飾 ・ 浜松市ブース統一デザインによる出展スペースの基本装飾、商談スペース
③ 備品 ・ 社名表示板、カウンター、コンセント(上限あり)、ゴミ箱
④ 出展社バッチ ・ 2名分(1社あたり)

出展企業が負担するもの(例示)
① 日本国内移動に係る旅費・渡航費・滞在費 ・ 自社ブースのアテンド人員の渡航費及び滞在費(宿泊費・現地交通費) ※現地集合、現地解散予定。
② 国内輸送費・国際輸送費 ・ 自社から展示会場までの往復輸送費
③ 出品物に掛かる関税、消費税及び輸送保険料等
④ 上限を超える電力を使用する場合の電気料とコンセント設置等にかかる費用
⑤ 製品パンフレットの作成など出展企業が個別に必要な経費
⑥ 保険 ・ 展示会場内の事故等に係る損害保険等
⑦ 海外旅行保険料、予防接種料

5 留意事項

- ブースの装飾・配置、共通パネルの作成については、共同出展のため、出展企業単独の意向に沿うことができない場合があります。
- ブースの一部に浜松市の産業集積をPRする共有スペース(チラシ等配架)を設置します。
- 主催者等との連絡調整は原則浜松市海外経済交流推進協議会を通じて行います。
- 外国為替及び外国貿易法等、国内外法令に定めのある展示物の出品については、出展者の責任において事前に許可等の取得をお願いします。
- 出品展示物及び展示資材の輸送は、別途主催者あるいは浜松市海外経済交流推進協議会が定める期日までに所定の場所に到着するよう出展者の責任において手配をお願いします。

- 自社相当スペースの管理・運営は、出展者の責任において行うものとし、現地における盗難等の損害やトラブル等についての責任は負いかねますのでご了承ください。
- 出展決定後のキャンセルは原則できません。特段の事情がありキャンセルする場合、主催者への出展料等の支払い後は、実費を負担いただきます。
- 本出展を対象として「浜松市ものづくり販路開拓支援事業費補助金」の採択を受けることは出来ません。
- 審査結果については、申込企業に対して書面により通知するほか、出展決定企業については、ホームページや報道発表により公表することがあります。
- 浜松市海外経済交流推進協議会が成果把握のために行うアンケート等にご協力ください。
- 浜松市海外経済交流推進協議会は、以下の各号に該当する場合、本事業の日時、内容を変更し、本事業の全部又は一部を予告なく中止し、又は、参加企業の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、参加企業が不利益等を被る事態が生じたとしても、浜松市海外経済交流推進協議会は参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。
 - ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、官公署の命令その他の不可抗力事由が生じたとき
 - ② 前号に定めるものの他、浜松市海外経済交流推進協議会が相当と判断したとき。

6 出展申込

(1) 申込期間

令和8年8月17日（月）～令和8年9月4日（金）**10月9日（金）まで延長しました！**

※郵便でのお申込みの場合は**10月9日（金）**事務局必着とします。また郵送される場合は、追跡可能かつ記録が残る方法での郵送をお勧めします。

(2) 申込方法

別紙「出展申込書」に必要書類を添付し、浜松市海外経済交流推進協議会（浜松市産業振興課海外ビジネス戦略担当）へ原本を持参または郵送で提出（併せてデータをメールでご提出ください）

【必要書類】

- ① 会社概要（パンフレット可）
- ② 出品物の製品パンフレット

(3) 申込先

浜松市海外経済交流推進協議会
 （事務局：産業振興課海外ビジネス戦略グループ 工藤、伊藤、水谷）
 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所 本館6階
 TEL：053-457-2323 E-mail：kaigai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

7 出展企業の決定

出展企業は先着順で受付け、随時、本協議会の審査により決定します。結果については、書面にて通知します。

9 問合せ先

浜松市海外経済交流推進協議会
 （事務局：産業振興課海外ビジネス戦略担当グループ 工藤、伊藤、水谷）
 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所 本館6階
 TEL：053-457-2323 E-mail：kaigai@city.hamamatsu.shizuoka.jp